

新たな手口のSF商法(催眠商法)にご注意!

「SF商法」は「催眠商法」とも呼ばれ、閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる商法です。最近では、「商品の宣伝を聞くと無料で商品がもらえる」などと誘われた高齢者を対象に、数カ月以上の長期にわたって販売会を開催し、無料・安価な商品が手に入ったり、販売員の話が楽しいからと会場に通う高齢者に個別に声をかけて、次々に高額な商品を販売する手法がみられます。



🍁🍁🍁🍁🍁 ひとことアドバイス 🍁🍁🍁🍁🍁

- ◆ 「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にはひかれて、会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまうこととなります。
- ◆ 個別に声をかけられ勧誘を受けると断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて安易に会場に近づかないことが大切です。
- ◆ 長期間通い続けることで、販売員と親しくなって、勧誘を断りにくくなってしまいます。
- ◆ 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください。(消費者ホットライン188)



生活安全情報

南陽警察署生活安全課から

インターネットを利用して、個人間で物品を売買するフリーマーケットアプリ（フリマアプリ）に関

するトラブルが急増しています。運営企業が、売買を巡るトラブルには原則責任を負わない姿勢がある他、特定商取引法や消費者契約法などが、個人間の取引には適用されないため注意が必要です。スマホやパソコンが普及し、ネット上のやり取りで、何でも手に入る時代ですが、便利な反面、危険も多々あるため、犯罪に巻き込まれないよう気を付けて利用しましょう。



消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| ・米沢市消費生活センター | 0238(40)0525 | ・川西町住民生活課 | 0238(42)6616 |
| ・長井市消費生活センター | 0238(87)0682 | ・小国町町民税務課 | 0238(62)2260 |
| ・南陽市市民課 | 0238(40)8255 | ・白鷹町町民課 | 0238(85)6131 |
| ・高畠町生活環境課 | 0238(52)1577 | ・飯豊町住民課 | 0238(87)0514 |

県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

電話番号3桁を押してください。
お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします。

9月・10月の消費生活法律相談

9月12日(木) 13:30~15:30

10月10日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072